

岡崎市食品衛生協会 会費の徴収に関する規程

(総 則)

第1条 岡崎市食品衛生協会(以下「協会」という。)の会員、又は入会を希望する食品関連施設営業者に対し、規約第6条の規定に基づき、会費等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 この協会の会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般会員 食品衛生法に基づく食品営業の届出又は許可を受け、岡崎市内に営業施設を有する者及び一定の場所に施設を設けない自動車により営業を行っている者
- (2) 特別会員及び賛助会員 食品営業者をもって組織する団体若しくは法人(「特別会員」)及びこの協会の趣旨に賛同する者(「賛助会員」)で理事会において承認された者

(会 費)

第3条 会費は、年会費3,000円を徴収する。

2 前条第2号に規定する会費は、一口10,000円とする特別会費でその施設数に応じて理事会で定める口数を特別会費として徴収する。ただし、食品営業者が廃業後も引き続き食品衛生指導員に従事する賛助会員にあっては理事会の定める額とする。

3 露店のみによる営業会員は、年会費は徴収しない。

(協会費)

第4条 会員のうちで、次の各号に該当する者からは協会費を徴収する。

- (1) 自動車による営業許可 1件につき1営業許可期間5,000円とする。
 - (2) 露店による営業許可 1件につき1営業許可期間5,000円とする。
- 2 第2条に規定する会員が、同一施設の営業業種を増やすときは、前項の協会費とは別に1営業許可期間につき3,000円を協会費として徴収する。

(会費及び協会費の納入)

第5条 会員は、許可申請時又は届出時に会費又は協会費の納付に当たり、次の各号に掲げる期間分を納入するものとする。

- (1) 会員(複数店舗営業含む) 1営業許可期間の年会費と協会費
- (2) 届出による会員 年会費
- (3) 露店による営業会員 1営業許可期間の協会費
- (4) 同一敷地内の2件目以降の許可施設の特例
追加施設毎に1営業許可期間につき3,000円を協会費として徴収する。

2 前項の規定に係らず、年度ごとに年会費を納付する場合にあっては、毎年6月末までに納付しなければならないものとする。

(会費及び協会費の納入)

第6条 会費は、原則として返還しない。ただし、廃業する会員若しくは移転、経営者変更等により新規営業に変更された旧会員から返還の申し出があった場合は、岡崎市保健所への廃業届又は新規届を確認後、当協会に納付されている届出年度以降に係る年会費の金額を還付若しくは新規会費に振り替えるものとする。

2 協会費については、いかなる事由にかかわらず還付しないものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要が生じた事項については、会長が理事会に諮り定める。

附 則

1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

2 ただし、令和3年5月末日までに、改正法による届け出をしたものは、この規程を適用する。

《会費》

○一般会費	許可 届出	18,000円/許可期間 3,000円/年	年払い 3,000円/年 ※毎年6月初旬請求書送付
○協会費	露店・自動車	5,000円/許可期間	
○複数業種加算	2業種以上	3,000円/許可期間	一般会費に加算

愛知県食品衛生協会岡崎支部

岡崎市食品衛生協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、岡崎市食品衛生協会（以下、「協会」という。）と称する。
2 協会は、愛知県食品衛生協会岡崎支部（以下、「支部」という。）を兼ねる。
(事務所)

第2条 協会は、事務所を岡崎市保健所内（岡崎市若宮町2丁目1番地1）に置く。

(目 的)

第3条 協会は、飲食に起因する中毒、感染症その他の危害の発生を防止し、食品の質の向上を図り、食品関係者及び消費者に対して広く食品衛生思想の普及啓発等を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生知識の普及啓発に関すること
- (2) 会員及びその従業員の健康の保持増進に関すること
- (3) 食品取扱者の許認可の手続きに関すること
- (4) 食品業界の各種情報の収集及び各資料の配布に関すること
- (5) 食品衛生責任者の養成及び教育に関すること
- (6) 食品衛生指導員による巡回指導及び相談に関すること
- (7) 会員及びその従業員の福利厚生に関すること
- (8) 食品衛生優良施設の認定及び食品衛生功労者等の表彰に関すること
- (9) 愛知県収入証紙の売りさばきに関すること
- (10) 保健所との連携による行政への寄与に関すること
- (11) その他、協会の目的を達成するために必要なこと

第2章 会 員

(会 員)

第5条 協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 食品衛生法により営業の許可を受け、若しくは営業の届出を行い、岡崎市内に食品営業施設を有するもの、又は一定の場所に施設を設けない自動車により営業をしているもの
- (2) 特別会員 食品営業者をもって組織する業種別団体及び法人事業所、並びに本協会の趣旨に賛同するもので理事会において承認されたもの

(入 会)

第6条 協会に入会しようとする者は、会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは退会したものとみなす。

- (1) 会員の死亡により継承者がなく、その営業を廃止したとき
- (2) 会員がその営業を廃止したとき
- (3) 第5条第2号に規定する会員が、解散若しくは機能しなくなったとき
- (4) 会員から退会の申し出があり、会長が承認したとき

(除 名)

第8条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、総会に諮り、除名することができる。

- (1) 会費を3年以上納入しないとき
- (2) 協会の名誉を棄損し、又は設立の趣旨に反する行為があったとき

第3章 役 員

(役 員)

第9条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任理事 6名以内
- (4) 理事 25名以内
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は理事とする。

3 役員は、支部の役員を兼ねる。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、これを代理する。また、協会の運営に直接参画し、会務を執行する。
- (3) 常任理事は、協会の業務を執行する。
- (4) 理事は、協会の業務に参画する。
- (5) 監査は、協会の経理並びに会務を監査する。

(顧問及び参与)

第11条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問及び参与は、協会に功労のあった者、又は学識経験者のうちから、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、重要事項について会長の諮詢に応じる。
- (3) 参与は、協会の運営に關し意見述べることができる。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は任期の途中で退任するときは、後任者を推薦することができる。後任者は常任理事会の承認を得て前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

(役員の解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当したときは、総会の議決を得て解任することができます。

- (1) 協会の役員としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 心身の故障のため職務の執行に耐えられない認められる場合

第4章 会 議

(種 別)

第14条 協会の会議は、総会、三役会、常任理事会及び理事会とする。

(総 会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年5月に開催する。
2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上、若しくは、理事の3分の1以上により、会議の目的である事項を示して請求があったとき、これを開催する。

(総会の決議事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 預算及び決算
- (3) 役員の選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要な事項

(代議員)

第17条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は、会員のなかから50名につき1名を自選して選出する。

3 代議員の任期は、その総会の会期中とする。

(三役会)

第18条 三役会は、会長、副会長及び監査で構成し、定期的に開催する。

第19条 三役会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案の作成審議
- (2) 総会において決議された事項の執行
- (3) 協会運営についての協議及びそれに基づく会務の執行
- (4) その他の必要事項

(常任理事会)

第20条 常任理事会は、次の事項を処理する。

- (1) 三役会及び理事会に提出する事項の審議
- (2) 任期途中にて退任する役員が推薦した後任者の承認
- (3) 副会長、及び監査の選任
- (4) その他の必要事項

(理事会)

第21条 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 顧問及び参与の推薦
- (3) 常任理事並びに代議員の選任
- (4) その他の必要事項

(会議の招集及び議長)

第22条 三役会、常任理事会及び理事会の招集並びに会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数及び書面表決)

第23条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。

3 前項の代理人および書面で表決したときはこれを会議の出席者とみなす。

(議決)

第24条 会議の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第25条 総会及び理事会開催に際し、必要事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 総会議事録には、その会議において選出された議事署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 会 計

(会計年度)

第26条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第27条 協会の経費は、事業及び資産から生ずる収入、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(資産の管理)

第28条 協会の資産は、会長が管理する。

2 既に納められた会費は会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

第6章 事務局

(設 置)

第29条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局職員の任命は、三役会の議を経て会長が行う。

第7章 雜 則

(規約の改廃)

第30条 この規約の改廃は、総会において出席代議員の3分の2以上の賛成を要するものとする。

(委任)

第31条 この規約に定めのない事項は、常任理事会において決議する。この場合、次期総会において報告し、その承認を求めなければならないものとする。

附 則

この規約は、昭和32年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 岡崎市食品衛生協会規約(平成15年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。